

社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人富田林市社会福祉協議会（以下、本会という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 定款第18条第2項に規定する非常勤役員である会長（以下「会長」という。）について支給する報酬は、月額30,000円とし、それ以外は支給しない。
なお、会長以外の非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合は、旅費支給規則に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び賞与については、別表2に定める額
 - (2) 通勤手当については、事務局職員の給与に関する規則に準ずる額
- 2 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める旅費支給規則に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給方法及び時期は、常務理事報酬規程に定めるものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準について公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が評議員会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

非常勤役員の費用弁償額	
日額	1,500円

別表2

常勤役員の報酬及び賞与	
常務理事	常務理事報酬規程に基づく